

2024（令和6）年1月18日

営業部門の体制見直しに伴う配置替え基準の取扱いについて

現在、令和6年4月1日から水道センターの営業部門の組織体制の変更に向けた検討を進めているところです。今後の営業部門の一元的な業務運営体制への移行を踏まえ、水道センターごとの4営業担当課長による業務執行体制を2営業担当課長による体制に再編するとともに、水道センターの営業部門を総務部お客さまサービス課の2担当に参考のとおり移管する予定で検討しています。

これに伴い、各水道センターからお客さまサービス課の2担当へ職員を配置する必要があることから、営業部門の配置替え基準の取扱いについては、次のとおり実施してまいりたいので、ご協議賜りますようお願いいたします。

記

1 勤続年数の取扱い

現在の所属への配置からの年数を通算する。

2 実施年月日

2024（令和6）年4月1日

(参考)

組織体制の変更について

組織体制の変更に伴い、次のとおり変更する。なお、変更後の名称は仮称である。

(現行)			(変更後)		
組織	担当等	配置先	組織	担当等	配置先
東部水道センター	東部水道センター	東部水道センター（営業部門）	お客さまサービス課	北部方面営業担当	お客さまサービス課（北部方面営業）
北部水道センター	北部水道センター	北部水道センター（営業部門）		南部方面営業担当	お客さまサービス課（南部方面営業）
南部水道センター	南部水道センター	南部水道センター（営業部門）			
西部水道センター	西部水道センター	西部水道センター（営業部門）			

・配置替えに関する激変緩和措置について

各水道センターからお客さまサービス課の2担当への変更に伴う激変緩和のため、2年間は2担当内における課内異動による長期の保留を認める取扱（以下「課内異動暫定措置」という。）を運用上可能とする。

【課内異動暫定措置の考え方】

- ・暫定措置は2年間（2024年度及2025年度（令和6及び7年度））
- ・人事異動上の取扱は保留扱いとし、課内異動暫定措置による保留期間は最大4年間とする。（すでに保留している年数を含む。）
- ・同一勤務地は原則4年以内とする。
- ・現在及び前回の所属における勤務地への課内異動は原則不可とする。

例 A氏（2024(令和6)年度に課内異動暫定措置で、北部方面営業担当の北部水道センター勤務地へ異動する場合）

